

平成二十年三月二十八日受領  
答弁第二〇〇号

内閣衆質一六九第二〇〇号

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に  
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開

示に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号）の四から七までについてでお答えしたとおり、在ユジノサハリンスク日本国総領事館（以下「総領事館」という。）は、御指摘のだ捕事件の発生以降、常時関連情報の収集等を行うとともに、だ捕された船体及び乗組員全員の解放等の申入れをロシア側に対して適時に行ってきたとおり、在外公館が行う我が国の外交活動の一環として重要な意義を有している天皇誕生日祝賀レセプションを延期せずに開催したことは、外務省として、外務本省及び総領事館の適切な判断であったと考える。お尋ねの決裁書は作成されていない。

七及び八について

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号）の八及び九についてでお答えしたとおり、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

## 九及び十について

先の答弁書（平成二十年三月十八日内閣衆質一六九第一五二号）の十から十二までについてでお答えしたとおり、外務省としては、御指摘の点に関し、例えば、平成二十年三月十九日に、だ捕された船体の引渡しを求める等ロシア側に対し申入れを行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、差し控えたい。